

保育所等訪問支援をご利用ください



保育所等訪問支援とは・・・

相談支援専門員（障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士）が保育所等を訪問し、発達に遅れのある児やその他専門的な支援を必要とする児が、集団生活に適応していくにはどのような関わりや指導が必要なのか、担当の保育士と一緒に考え、専門的なアドバイスを行う、それが保育所等訪問支援です。

こんな時にご利用下さい

児童発達支援を使用しながら保育園・幼稚園を利用したい。
保育園・幼稚園でもこの子に合った支援をしてもらえたらいいな…



保育園・幼稚園に通っている我が子。でもなんとなく周りと一緒に行動出来ない・一人で遊んでいることが多いわ…

1歳6カ月健診や3歳児健診で発達に心配があると言われた。今通っている保育園・幼稚園に継続して通っていて大丈夫かしら？



担任している子の中にちょっと気になる子がいる。この子の為にもっとしてあげられることがあるんじゃないかな？
ご家族にも伝えて一緒に頑張っていきたい！

ご利用までの流れ

※保護者による申請手続きが必要になります

- ① お住まいの市町村の窓口へ行き、「保育所等訪問支援を利用したい」旨を伝え、手続きをしてください。
- ② 受給者証が発行されたら、つつじが崎学園に連絡をして下さい。契約を行います。
- ③ 訪問先の幼稚園・保育園と日程調整を行い、訪問支援を行います。
- ④ 基本的には継続的に訪問を行い、支援をしていきます。回数や期間については、相談をしながら決めていきましょう。

訪問支援…？具体的にどんなことをするの？？

- まずは、これからの支援がスムーズに進むよう、保護者と園の職員、相談支援専門員が顔合わせを行います。
- 保護者や担任等から聞き取りを行い、ニーズの把握、情報の共有を行います。又、同時に日常生活における子どもさんの様子を見学させていただきます。
- ニーズの把握・共有が出来たところで、個々に合った支援目標を考えます。又、取り組み方法については、1人ひとりに合った方法を考えていきます。
- 定期的に訪問をさせていただき、子どもさんの様子や、支援目標の評価、取り組み方法の検討を行っていきます。
- 2回目以降は幼稚園・保育園と相談員の2者で行います。時間は30分～1時間を予定しています。

その他何でもお気軽にご相談下さい

児童発達支援センター つつじが崎学園

〒400-0013

山梨県甲府市岩窪町 614 番地

TEL : 055-251-7678

FAX : 055-251-7679

相談支援専門員：吉岡かよ

相談支援員：内藤知子

※ 保護者負担は、国で決められた給付の一割負担となります。詳細につきましては市町村にお問い合わせ下さい。